

## 公益財団法人明石文化国際創生財団国際交流ボランティア一般ボランティア要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人明石文化国際創生財団(以下「財団」という。)の国際交流事業等を実施するにあたり、一般ボランティア(以下「ボランティア」という。)の活動について定めるものである。

(種類及び内容)

第2条 財団のボランティアは、カテゴリー別に次の表どおりとする。

カテゴリー	活動内容
通訳・翻訳	1 国際交流イベントでの受付・案内における通訳、チラシ等の翻訳など 2 姉妹都市など、海外諸都市との交流事業実施に伴う通訳や案内、翻訳など 3 外国人住居者への生活支援(乳幼児健診付添い、災害時通訳・翻訳など)
文化紹介	1 国際交流を目的とした事業等での文化紹介 2 姉妹都市、海外諸都市との交流事業等での文化紹介 3 市民を対象とした国際理解講座等での文化紹介
ホームステイ	財団が依頼を受けたホームステイプログラムを実施する際のホストファミリー
料理	1 財団が主催する世界の料理教室での外国人講師の補佐 2 外国人参加者対象の日本料理教室でのレシピ作成、準備、当日講師
市内観光	外国人に対しての明石市内観光案内 (やさしい日本語・英語・中国語など)
講座	財団が実施する講座での準備、出欠確認、内容記録等
Web 発信	ブログ・SNS などの自身のアカウントでの情報発信
イベントスタッフ	財団が主催、関係するイベントへの協力(企画・準備・運営など)

(登録条件)

第3条 1 高校生以上の者

2 その他の登録条件は次の表のとおりとする。

カテゴリー	能力、資格、条件
通訳・翻訳	1 対象言語で日常生活をおくるうえで、支障のない 会話運用力、翻訳能力のある者 2 電磁的記録でやり取りできる者
文化紹介	在住外国人に対し、日本の伝統文化(書道・武道・華道・茶道など)伝統工芸や歴史などを紹介することができる者、または市内の学校や財団のイベントなどで自身の国の紹介(地理・生活習慣・文化・歴史・料理・遊び)などを紹介できる者

ホームステイ	1 異文化を理解し、尊重することができる世帯 2 ゲストから事前に申告があったアレルギーや要望を世帯全員で共有し、配慮をしながら一緒に生活を送ることができる世帯 ※単身世帯は登録不可
料理	料理が得意であり、人に教えることができる者
市内観光	財団が主催する観光ボランティア養成講座を修了した者
講座	財団の主催する講座に全て出席でき、準備、片付け、日誌の記入など運営全般を行える者
Web 発信	1 ブログ・SNS などの自身のアカウントを持っており、財団のイベント情報などの発信ができる者 2 財団にアカウントを申告できる者
イベントスタッフ	準備・設営などの作業ができる者

3 登録に必要な条件は、前号に関わらず財団が特別に認める場合はこの限りではない。

(書式)

第4条 ボランティア登録の際は、財団の定める一般ボランティア登録申込書(様式第1号)、又は外国人一般ボランティア登録申込書(様式2号)を提出するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるほか、財団におけるボランティア活動に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。